

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
府民文化部 府民文化総務課	<p>学校用地として貸付けている普通財産（土地）の使用貸借契約について、貸借期間の満了後も更新手続（契約の更新）を行うことなく貸付を継続していた。</p> <p>1 契約期間 旧（更新前） 平成29年10月25日～平成31年3月31日 新（更新後） 平成31年4月1日～令和11年3月31日 ※ 契約の更新に伴う新たな貸付期間（10年）については、受検機関に確認済み。</p> <p>施設名：工業高等専門学校</p> <table border="1" data-bbox="560 787 1605 1094"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>使用目的</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>18,109.00㎡</td> <td>非営利</td> <td>学校用地</td> <td>無償</td> <td>H31.4.1～R11.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>203.00㎡</td> <td>非営利</td> <td>学校用地</td> <td>無償</td> <td>H31.4.1～R11.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	18,109.00㎡	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31	土地	203.00㎡	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】 （普通財産の貸付け等） 第4条 普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他知事が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第8節 普通財産の貸付け 第7 貸付けの手続き 1 部局長等は、貸付けを受けようとする者から府有財産借受申請書を提出させる。 2 申請があったときは、貸付けが適当であるか及び貸付契約の内容について以下の点から十分に検討する。 3 貸し付けることが相当であると認めるときは、伺文書の合議により財務部長（財産活用課長）に協議する。 4 伺文書の決裁完了後その旨を申請者に通知し、貸付契約を締結する。</p>	<p>使用貸借契約の更新を行い、公有財産台帳への登録を行った。 また、グループ内で本事項について周知徹底を図るとともに、契約相手方に対しても更新の漏れのないよう、改めて確認を行った。 今後は、公有財産事務の手引等に基づき、適切な事務処理を行う。</p>
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																
土地	18,109.00㎡	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31																
土地	203.00㎡	非営利	学校用地	無償	H31.4.1～R11.3.31																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
<p>府民文化部 文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>普通財産の貸付契約に伴う貸付状況の確認について、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト（※1）を作成していないものがあつた。また、当該調査を実施した場合に必要な財産活用課長への報告書（※2）も作成されておらず、当該報告を怠っていた。</p> <p>（※1）様式1：使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※2）様式2：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書</p> <p>1 施設名：元モノレール車両基地</p> <table border="1" data-bbox="495 676 1626 877"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>使用目的</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>23.12㎡</td> <td>非営利</td> <td>物置の設置</td> <td>96,300円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設名：センチュリーオーケストラハウス</p> <table border="1" data-bbox="495 989 1715 1161"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>使用目的</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>2,164.84㎡</td> <td>非営利</td> <td>楽団運営及び 楽員の技能向上 のため専用練習場</td> <td>8,648,310円</td> <td>H31.4.1～R2.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	23.12㎡	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～R2.3.31	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	建物	2,164.84㎡	非営利	楽団運営及び 楽員の技能向上 のため専用練習場	8,648,310円	H31.4.1～R2.3.31	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財規則】 （貸付状況の確認） 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 （4） 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年一回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。</p> <p>【平成30年3月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】 1 毎年7月1日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。</p>	<p>実地調査を行った後、チェックリストを作成し、財産活用課長への報告を行った。</p> <p>再発防止に向け、普通財産の貸付契約に係る適正な手続について、室内に周知徹底を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産規則に基づき、適正な事務処理を行うとともに、基準日に実地調査を行う。</p>
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																						
土地	23.12㎡	非営利	物置の設置	96,300円	H31.4.1～R2.3.31																						
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																						
建物	2,164.84㎡	非営利	楽団運営及び 楽員の技能向上 のため専用練習場	8,648,310円	H31.4.1～R2.3.31																						

		<p>2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。</p> <p>3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）